破産債権の特別調査期日

平成２７年（フ）第１５０５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北３丁目６番16号
破産者　益満　正一
特別調査期日　平成28年８月１日午後３時
平成28年６月15日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第４３８０号
大阪市西区新町３丁目１番17―1816号、住民票上の住所大阪市福島区福島１丁目１番12―608号
破産者　田畑　敦之
１　期日　平成28年７月20日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１２３号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号
破産者　株式会社メイハンコーポレーション
１　期日　平成28年７月20日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１０７号
山口市糸米１丁目３番35号
破産者　木村　弘之
異議申述期間　平成28年８月19日まで
平成28年６月20日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２８年（ラ）第１３７号（原審千葉地方裁判所松戸支部平成２６年（フ）第５３９号）
千葉県柏市大井1928番地８
抗告人（破産者）　内ノ村敬史
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
東京高等裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市小中野８丁目13番９号
清算株式会社　株式会社青森管財
代表清算人　深貝　一成
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

平成２８年（ヒ）第１００１号
千葉県浦安市鉄鋼通り１丁目１番５号
清算株式会社　武本工業株式会社
代表清算人　橋本　忠男
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第１００５号
福岡市西区野方１丁目５番20号
清算株式会社　株式会社黒木書店
代表清算人　森脇　啓太
１　決定年月日　平成28年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３００７号
大阪市北区堂島浜１丁目４番16号
清算株式会社　株式会社アイホーム
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第１００３号
福岡市博多区西月隈３丁目130―１
清算株式会社　株式会社豊盛
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

簡易再生

平成２８年（再）第１号
鹿児島県大島郡和泊町和泊175番地２
再生債務者　株式会社向建設
１　主文　本件について簡易再生の決定をする。
２　債権者集会の期日　平成28年７月22日午後１時30分
３　議決権不統一行使の通知期限　平成28年７月15日まで
４　再生計画案　別紙のとおり
別紙
再生計画案
第１　権利の変更の一般的基準
１　権利の変更
再生計画認可決定が確定した時に、元本のうち30万円までの部分は免除を受けず、30万円を超える部分は60パーセントの免除を受けるとともに、開始決定日の前日までの利息・遅延損害金及び開始決定日以後の利息・遅延損害金の全額について免除を受ける。
２　弁済方法
前項による免除後の金額を、次のとおり分割して弁済する。
①　平成29年７月末日限り、免除後の金額の５パーセント
②　平成30年７月末日限り、免除後の金額の５パーセント
③　平成31年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
④　平成32年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
⑤　平成33年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
⑥　平成34年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
⑦　平成35年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
⑧　平成36年７月末日限り、免除後の金額の15パーセント
第２　別除権者の債権に関する措置
１　別除権の行使によって弁済を受けることができない不足額が確定したときは、権利変更の対象となり、不足額についての権利変更と変更後の権利に対する弁済は上記第１の１及び２の各定めを適用する。
２　但し、不足額が確定した日に既に弁済期が到来している分割金については不足額が確定した日から３か月以内に弁済する。
第３　弁済に関するその他の事項
１　免除における端数の処理
再生債権の免除において生じる弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
２　分割弁済における端数の処理
再生債権に対する分割弁済において生じる1000円未満の端数は、最終弁済期日の分割弁済分以外はそれぞれ1000円に切り上げ、最終弁済期日の前回までの弁済額の合計額を総弁済金額から控除した金額を、最終弁済期日の弁済額とする。
３　再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法その他適切な方法により支払う。なお、振込送金費用は、再生債務者が負担する。
４　振込口座の指定がない再生債権者については、当該再生債権者の再生債権についての債務履行地を再生債務者の本店所在地とする。
５　弁済期日が金融機関休業日に該当するときは、当該弁済期日の翌営業日をもって弁済期日とする。
６　再生債務者は、再生債権者に対して前記の定めに従って弁済する際、相殺適状にある反対債権を有するときは、これを控除して弁済することができる。
第４　共益債権の表示及び弁済方法
１　平成28年５月20日までに発生した共益債権のうち、インフラテック株式会社からの借入金30,000,000円を除くと未払い残高はない。
２　未払共益債権及び平成28年５月21日以降に発生する共益債権は、随時弁済する。
第５　一般優先債権の表示及び弁済方法
１　公租公課
一般優先債権者及び債権額は次のとおりである。
①　一般優先債権者　奄美大島年金事務所
②　一般優先債権総額　4,243,853円
（内訳（未納保険料：平成28年５月18日現在））
健康保険料・厚生年金保険料・子ども手当拠出金：4,182,253円
延滞金：61,600円
合計：4,243,853円